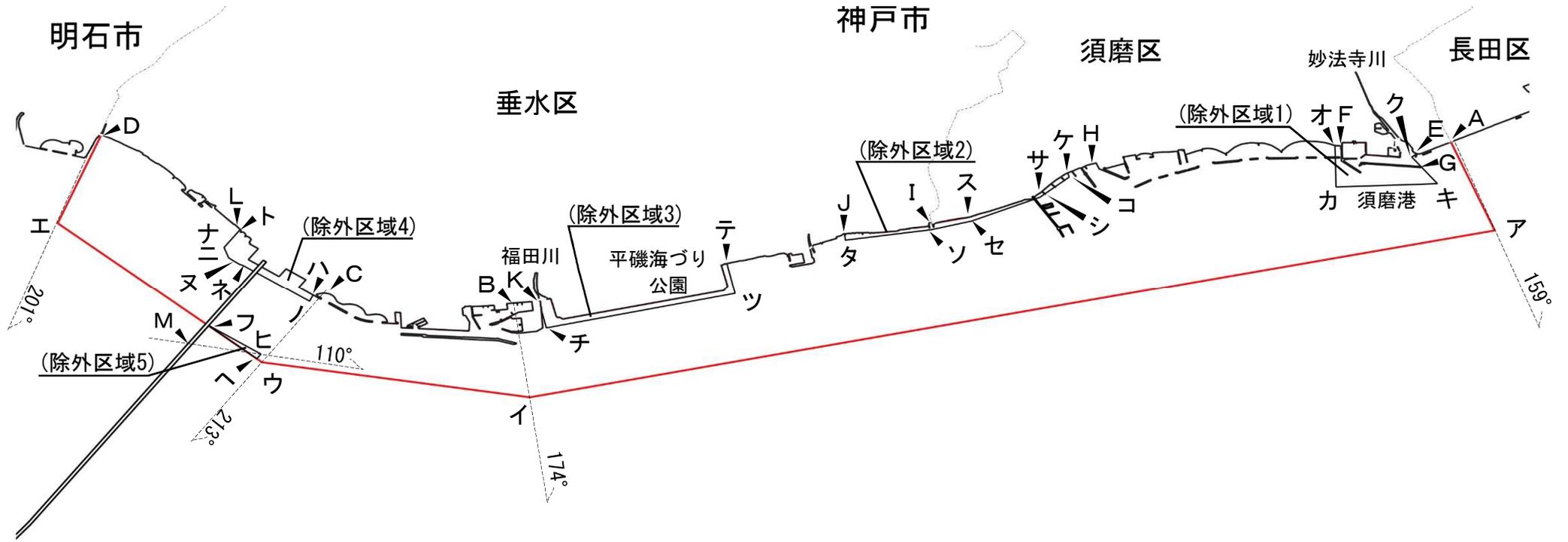


免許番号 共第2号

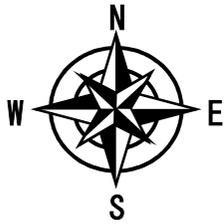
漁場の位置 神戸市須磨区及び垂水区地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

- (除外区域1) 点オ、カ、キ、G、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域2) 点ケ、コ、シ、セ、ソ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域3) 点K、チ、ツ及びテを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域4) 点ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びハを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域5) 点ヒ、フ、ヘ及びヒを結んだ線によって囲まれた区域



令和5年9月1日 免許
共第2号

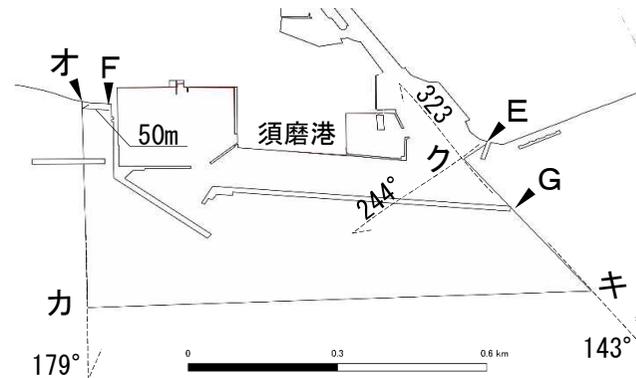


点の位置

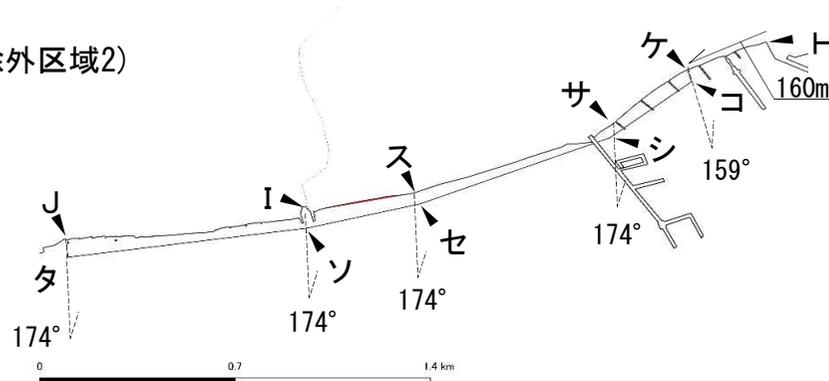
- A 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界(北緯34度38.55分、東経135度08.38分)
- B 神戸市垂水漁港東側斜路西端(北緯34度37.63分、東経135度03.36分)
- C アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界(北緯34度37.74分、東経135度02.34分)
- D 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界(北緯34度38.59分、東経135度01.12分)
- E 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角(北緯34度38.48分、東経135度08.21分)
- F 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端(北緯34度38.53分、東経135度07.79分)
- G 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端(北緯34度38.41分、東経135度08.22分)
- H 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角(北緯34度38.42分、東経135度06.40分)
- I 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界(堺川尻中央)(北緯34度38.07分、東経135度05.58分)
- J 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角(北緯34度38.01分、東経135度05.12分)
- K 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識(北緯34度37.59分、東経135度03.48分)
- L 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端(北緯34度38.08分、東経135度01.83分)
- M 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点(北緯34度37.44分、東経135度1.63分)

- ア Aから159度1,000メートルの点(北緯34度38.04分、東経135度08.62分)
- イ Bから174度1,000メートルの点(北緯34度37.09分、東経135度03.43分)
- ウ Cから213度1,000メートルの点(北緯34度37.29分、東経135度01.99分)
- エ Dから201度1,000メートルの点(北緯34度38.08分、東経135度00.89分)
- オ Fから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点(北緯34度38.53分、東経135度07.76分)
- カ オから179度440メートルの点(北緯34度38.29分、東経135度07.76分)
- キ Gから143度220メートルの点(北緯34度38.31分、東経135度08.31分)
- ク Gから323度の線とEから244度の線との交点(北緯34度38.46分、東経135度08.17分)
- ケ Hから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点(北緯34度38.37分、東経135度06.32分)
- コ ケから159度50メートルの点(北緯34度38.35分、東経135度06.33分)
- サ Hから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点(北緯34度38.26分、東経135度06.17分)
- シ サから174度50メートルの点(北緯34度38.23分、東経135度06.17分)
- ス Iから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点(北緯34度38.12分、東経135度05.80分)
- セ スから174度50メートルの点(北緯34度38.10分、東経135度05.80分)
- ソ Iから174度50メートルの点(北緯34度38.05分、東経135度05.59分)
- タ Jから174度50メートルの点(北緯34度37.99分、東経135度05.12分)
- チ Kから166度200メートルの点(北緯34度37.48分、東経135度03.52分)
- ツ テから167度10分340メートルの点(北緯34度37.68分、東経135度04.53分)
- テ Kから71度45分1,605.08メートルの点(北緯34度37.86分、東経135度04.48分)
- ト Lから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点(北緯34度38.05分、東経135度01.87分)
- ナ トから215度230メートルの点(北緯34度37.95分、東経135度01.78分)
- ニ ナから161度116メートルの点(北緯34度37.89分、東経135度01.81分)
- ヌ ニから128度105メートルの点(北緯34度37.85分、東経135度01.86分)
- ネ ヌから115度40メートルの点(北緯34度37.84分、東経135度01.88分)
- ノ ネから125度666メートルの点(北緯34度37.64分、東経135度02.24分)
- ハ ノから35度の線と最大高潮時海岸線との交点(北緯34度37.68分、東経135度02.28分)
- ヒ Mから110度570メートルの点(北緯34度37.33分、東経135度01.98分)
- フ ヒから305度の線とウとエを結んだ線との交点(北緯34度37.50分、東経135度01.69分)
- ヘ ヒから215度の線とウとエを結んだ線との交点(北緯34度37.31分、東経135度01.96分)

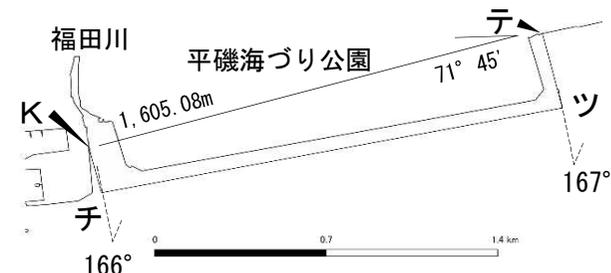
(除外区域1)



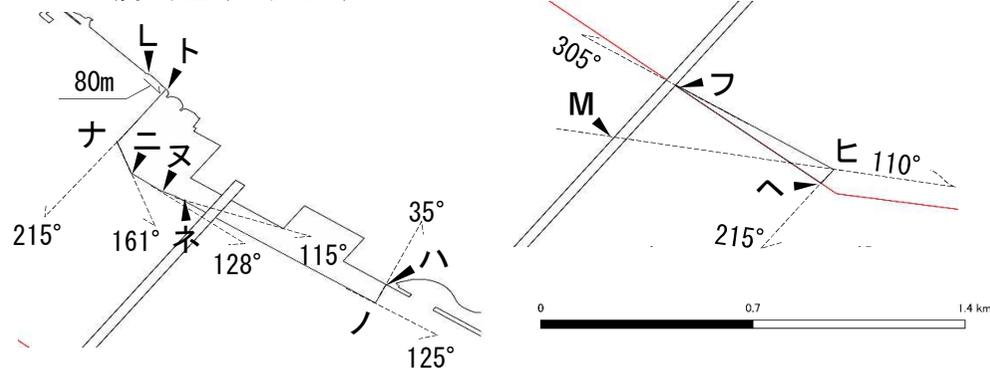
(除外区域2)



(除外区域3)



(除外区域4及び5)



表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	にし漁業		1月1日から12月31日まで								
1	うに漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第2号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		